

令和 7 年
第 4 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 7 年 8 月 2 8 日（第 1 日）

令和 7 年第 4 回土岐市議会定例会議事日程（第 1 日）

令和 7 年 8 月 2 8 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	議第 52 号 令和 7 年度土岐市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
日程第 4	議第 53 号 土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1
日程第 5	議第 54 号 土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	6
日程第 6	議第 55 号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	9
日程第 7	議第 56 号 土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	11
日程第 8	議第 57 号 土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	13
日程第 9	議第 58 号 土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について	15
日程第 10	議第 59 号 土岐市認定こども園条例及び土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例について	17
日程第 11	議第 60 号 土岐市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について	19
日程第 12	議第 61 号 東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃中部病院事務組合規約の変更について	22
日程第 13	議第 62 号 土岐市教育委員会委員の任命同意について	24
日程第 14	議第 63 号 土岐市教育委員会委員の任命同意について	25
日程第 15	議第 64 号 字の区域の変更について	26
日程第 16	議第 65 号 令和 6 年度土岐市一般会計決算の認定について	31
日程第 17	議第 66 号 令和 6 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について	32
日程第 18	議第 67 号 令和 6 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について	33
日程第 19	議第 68 号 令和 6 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について	34

日程第 20	議第69号	令和 6 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について	35
日程第 21	議第70号	令和 6 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について	36
日程第 22	議第71号	令和 6 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	37
日程第 23	議第72号	令和 6 年度土岐市病院事業会計決算の認定について	38
日程第 24	議第73号	令和 6 年度土岐市水道事業会計決算の認定について	39
日程第 25	議第74号	令和 6 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について	40

議第 5 3 号

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成4年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第19条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「一時間」を「1時間」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年土岐市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成4年土岐市条例第2号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定により申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出産時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 土岐市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の土岐市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第 5 4 号

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条第3項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄の情報照会者が、同表の第3欄の情報提供者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄の情報提供者が当該特定個人情報を提供する場合とする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者管理事務」という。）であって規則で定めるもの
------	---

6 教育委員会	住登外者管理事務であって規則で定めるもの
---------	----------------------

別表第2に次のように加える。

24 市長	市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務若しくは別表第2の1から23までの項中欄に掲げる事務（住登外者管理事務を除く。）	住登外者管理事務に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務若しくは別表第2の1から23までの項中欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年12月15日から施行する。

議第 5 5 号

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

(土岐市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(土岐市監査委員条例の一部改正)

第2条 土岐市監査委員条例（昭和39年土岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 5 6 号

土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市議会議員及び土岐市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 5 7 号

土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市温泉活用型健康増進施設の利用料金の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市温泉活用型健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成１７年土岐市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「１，６００円」を「２，６００円」に、「８００円」を「１，３００円」に、「６００円」を「１，０００円」に、「３００円」を「５００円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議第 5 8 号

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

施設を使用できる者の範囲を拡大するため、この条例を定めようとする。

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市内に住所を有する中学生以下」を「18歳未満」に改める。

(土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第115条の45第1項第1号ロ」を「同法第115条の45第1項第1号ロ」に改める。

第11条第1項中「、市内に住所を有する者で」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3号から第5号までに掲げる施設を使用できる者は、市内に住所を有する者に限る。

第11条第1項第1号中「中学生以下」を「18歳未満」に改める。

(土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条中「本市に住所を有する」及び「(以下「60歳以上の者」という。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 9 号

土岐市認定こども園条例及び土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例
について

土岐市認定こども園条例及び土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別
紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市立みなみこども園、土岐市立駄知小学校附属幼稚園を統合し、土岐市
立駄知こども園を設置するため、この条例を定めようとする。

土岐市認定こども園条例及び土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例

(土岐市認定こども園条例の一部改正)

第1条 土岐市認定こども園条例（平成28年土岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「土岐市立みなみこども園」を「土岐市立駄知こども園」に、「土岐市駄知町2326番地の1」を「土岐市駄知町1858番地の1」に改める。

(土岐市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 土岐市立幼稚園条例（昭和45年土岐市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
土岐市立土岐津小学校附属幼稚園	土岐市土岐津町土岐口2005番地の1
土岐市立泉小学校附属幼稚園	土岐市泉中窯町1丁目5番地
土岐市立泉西小学校附属幼稚園	土岐市泉町久尻1413番地の2

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第 6 0 号

土岐市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

土岐市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が工事を行うことができるよう、この条例を定めようとする。

土岐市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(土岐市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 土岐市水道事業給水条例（昭和58年土岐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「が行う。ただし、」を「又は」に改め、「管理者の承認を受けて行うことができる」を「施行する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。この場合において、次項及び第9条第2項中「水道工事指定店」とあるのは「他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者」と、第3項及び第23条第2号中「水道工事指定店」とあるのは「他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「ただし書」を削る。

第23条第4号中「第22条」を「前条」に改める。

(土岐市下水道条例の一部改正)

第2条 土岐市下水道条例（昭和59年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条―第28条」を「第27条―第29条」に改める。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 市において実施する工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第27条第9号中「第20条第1項」を「第20条」に、「申請書又は書類」を「申請書若しくは書類」に改める。

(土岐市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成19年土岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「に規定する管理者の指定を受けた者でなければ行つてはならない」を「の規定を準用する」に改める。

第9条中「工事の」の次に「完了の届出及び」を加える。

第26条第3号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条第9号中「申請書又は書類」を「申請書若しくは書類」に、「第8条において準用する下水道条例第7条第1項」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 1 号

東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃中部病院事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃中部病院事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東濃中部病院事務組合規約を別紙のように変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

東濃中部病院事務組合が共同処理する事務及び執行機関の組織を変更するため、この規約を変更しようとする。

東濃中部病院事務組合理約の一部を変更する規約

東濃中部病院事務組合理約（令和３年岐阜県指令市町村第１０２号）の一部を次のように変更する。

第３条第１号を削り、同条第２号中「新たに」を削り、同号を同条第１号とし、同条第３号を同条第２号とする。

第８条第１項中「副管理者」の次に「、参事」を加え、同条第６項中「及び副管理者」を「、副管理者及び参事」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５ 参事は、土岐市副市長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規約は、令和８年３月３１日までの間において規則で定める日から施行する。

議第 6 2 号

土岐市教育委員会委員の任命同意について

土岐市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	小林 久人	

議第 6 3 号

土岐市教育委員会委員の任命同意について

土岐市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	林 勇氣	

議第 6 4 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、字の区域を別紙のように変更するものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市妻木南部土地区画整理事業の施行に伴い、妻木町地内の字の区域の一部を変更しようとする。

変 更 の 大 略

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
妻木町字下石神	妻木町字下石神の一部
	字上石神の一部
	字浜田の一部
妻木町字浜田	妻木町字浜田の一部
	字上石神の一部
	字下石神の一部
	字片坂の一部
	字植田の一部
妻木町字片坂	妻木町字片坂の一部
	字浜田の一部
	字植田の一部
妻木町字植田	妻木町字植田の一部
	字仲田の一部
	字片坂の一部
	字清水の一部
妻木町字清水	妻木町字清水の一部
	字植田の一部
妻木町字岩呉	妻木町字岩呉の一部
	字清水の一部

変 更 調 書

町	字	地 番		
妻木町	下石神	1 3 0 8	1 3 1 8	1 3 1 9 の 1
		1 3 2 1 の 1	1 3 2 1 の 3	1 3 2 2
	上石神	1 3 2 4 の一部	1 3 2 5 の 2 の一部	1 3 2 6 の 3 の一部
		1 3 2 9 の 1 の一部		
	浜田	7 5 8 の 3 の一部		

以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字下石神に変更する。

町	字	地 番		
妻木町	浜田	7 5 7 の 1	7 5 7 の 2	7 5 8 の 1
		7 5 8 の 2	7 5 8 の 3 の一部	7 5 8 の 4 から
		7 5 8 の 9 まで	7 6 0 の 2	7 6 0 の 3
		7 6 1 の 5	7 6 3 の 1 から	7 6 3 の 3 まで
		7 6 5 の 1 から	7 6 5 の 3 まで	7 6 6 から
		7 6 9 まで	7 7 0 の 1	7 7 0 の 2
		7 7 1 の 1	7 7 1 の 2	7 7 2 の 1
		7 7 3 の 1	7 7 4 の 1	7 7 6
		7 7 7 の 1	7 7 7 の 2	7 7 8 の 1
		7 8 3 の一部	7 8 4	7 8 5
		7 8 6 の一部	7 8 7	7 8 8 の 1
		7 8 8 の 2	7 8 9 の 1	7 8 9 の 1 の 2
		7 8 9 の 2	7 8 9 の 3	7 9 0
		7 9 1	7 9 2 の 1	7 9 2 の 2
		7 9 3 の 1	7 9 4	7 9 5 の 1
		7 9 5 の 2		
	上石神	1 3 2 4 の一部		
	下石神	1 3 2 1 の 2		
	片坂	7 9 6 の一部	7 9 7 の一部	8 1 4 の 1 の一部
	植田	5 5 2 の一部	5 5 3 の 1 の一部	5 5 3 の 2
		5 5 4 の一部	5 5 5	5 5 6 の 1
		5 5 6 の 2 の一部	5 5 6 の 3	5 5 6 の 4
		5 7 6 の 2 の一部	5 7 6 の 3 の一部	5 7 7 の 2 の一部

以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字浜田に変更する。

町	字	地 番		
妻木町	片坂	7 9 6 の一部	7 9 7 の一部	7 9 8
		7 9 9	8 0 0 の一部	8 0 1
		8 0 2	8 0 8 の 1	8 0 9
		8 1 0 の 1	8 1 0 の 2	8 1 1
		8 1 2 の 1	8 1 2 の 2	8 1 3 の 1
		8 1 3 の 2	8 1 4 の 1 の一部	8 1 4 2
		8 1 5	8 1 6	8 1 7 の 1
		8 1 8	8 1 9 の一部	
	浜田	7 8 3 の一部	7 8 5 の一部	7 8 6 の一部
	植田	5 5 2 の一部		
以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字片坂に変更する。				

町	字	地 番		
妻木町	植田	5 5 2 の一部	5 5 3 の 1 の一部	5 5 4 の一部
		5 5 7 の 1	5 5 7 の 2	5 5 8 から
		5 6 2 まで	5 6 3 の 1	5 6 3 の 2
		5 6 4	5 6 5 の 1	5 6 5 の 2
		5 6 6 の 1 から	5 6 6 の 3 まで	5 6 7 の 1
		5 6 7 の 2	5 6 8	5 6 9
		5 7 0 の 1 から	5 7 0 の 7 まで	5 7 1 の 2
		5 7 2 の 1	5 7 2 の 2	5 7 2 の 5
		5 7 6 の 1	5 7 6 の 2 の一部	5 7 6 の 3 の一部
		5 7 7 の 2 の一部		
	仲田	5 5 0	5 5 1	
	片坂	8 0 0 の一部		
	清水	4 9 8 の 4 の一部	4 9 9 の 1	4 9 9 の 4
		4 9 9 の 5	5 0 0 の 5 の一部	5 0 1 の 2 の一部
以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字植田に変更する。				

町	字	地 番		
妻木町	清水	4 8 8 の 1 の一部	4 8 8 の 2	4 9 1 の 1
		4 9 2 の 1	4 9 2 の 2	4 9 8 の 3
		4 9 8 の 4 の一部	4 9 8 の 5	4 9 9 の 2
		4 9 9 の 3	5 0 0 の 1 から	5 0 0 の 4 まで
		5 0 0 の 5 の一部	5 0 0 の 6	5 0 1 の 1
		5 0 1 の 2 の一部	5 0 1 の 3	5 0 1 の 4
		5 0 2 の 1	5 0 2 の 2	5 0 3 の 1 の一部
		5 0 3 の 2 から	5 0 3 の 4 まで	5 0 4 の 1 から
		5 0 4 の 4 まで	5 0 5 の 1 から	5 0 5 の 3 まで
		5 0 6 の 1 から	5 0 6 の 5 まで	5 0 6 の 7
		5 0 6 の 8	5 0 7	5 0 8 の 1
		5 0 8 の 2	5 0 9 の一部	5 1 0
		5 1 1 の一部	5 1 3 の一部	5 1 4
		5 1 5 の 1 の一部	5 1 5 の 2	5 1 5 の 3 の一部
		5 1 5 の 6 の一部	5 1 8 の 1	5 1 8 の 2
		5 1 9 から	5 2 1 まで	
	植田	5 7 1 の 3	5 7 1 の 4	5 7 1 の 6
以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字清水に変更する。				

町	字	地 番		
妻木町	岩呉	4 6 6 の 2	4 6 7 の 1	4 6 7 の 2
		4 7 4 の 2	4 7 6 の 1	4 7 7 の 1
		4 7 7 の 3 から	4 7 7 の 6 まで	4 7 8 の 1
		4 7 9 の 1	4 7 9 の 2	4 8 0 の 1
		4 8 0 の 2	4 8 1 から	4 8 3 まで
		4 8 4 の 1	4 8 4 の 2	4 8 5 の 1
		4 8 6 の 2 の一部	4 8 7	
	清水	5 1 1 の一部	5 1 2	5 1 3 の一部
以上の土地及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部を妻木町字岩呉に変更する。				

議第 6 5 号

令和 6 年度土岐市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 6 号

令和 6 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 7 号

令和 6 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市駐車場事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 8 号

令和 6 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 9 号

令和 6 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 0 号

令和 6 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 1 号

令和 6 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 2 号

令和 6 年度土岐市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度土岐市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 3 号

令和 6 年度土岐市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度土岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 4 号

令和 6 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 6 年度土岐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり
議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司